

議 第 3 号

訪日外国人旅行者の誘客に向けた更なる
取組を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国の多様な観光資源を磨き上げ、海外からの観光需要を増加させることは、地域経済の活性化につながる地方創生の大きな柱となる。政府は、明日の日本を支える観光ビジョンに掲げた訪日外国人旅行者数 6,000 万人等の目標達成に向けた施策を展開するとともに、国際観光旅客税を創設し、観光基盤の強化を図るための財源を確保するなど、観光立国に向けた取組を進めている。

地方においても、観光振興を戦略的に推進する広域型DMOの形成や観光産業を担う人材の育成・確保等に加え、外国人目線での観光資源の発掘や、訪日外国人旅行者を誘致するプロモーション、W i - F i 環境の整備等の事業を推進しているところである。

このような中、外国人旅行者は増加しているものの、滞在先がゴールデンルートと呼ばれる特定の地域に集中しており、他の地域への誘客拡大が課題となっている。また、DMOに不足する専門人材の確保や、I C T を活用した多言語対応への支援等が求められているほか、国際観光旅客税の活用については、地方の創意工夫を生かせる仕組みの構築が必要との声が挙がっている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地域観光の振興を図り観光立国を実現するため、外国人旅行者の滞在エリアの拡大に向けた観光地域づくりや受入環境の整備等を推進するとともに、国際観光旅客税の税収を自由度が高い交付金等により地方に配分するなど、訪日外国人旅行者の誘客に向けた更なる取組を行うよう強く要請する。